

議案第 10 号

桐生都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例案

桐生都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

桐生都市計画特別工業地区建築条例(昭和 38 年桐生市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「(と)項第 2 号から第 4 号まで、(ち)項第 2 号から第 4 号まで及び(り)項第 2 号から第 4 号まで」を「(と)項第 2 号から第 5 号まで、(り)項第 2 号、第 3 号及び(ぬ)項第 2 号から第 4 号まで」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 10 号 桐生都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例案

建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。